

指定工場の皆様へ

普通騒音計移動検定について

指定工場で使用されている検査用機器については国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から1年以内に校正を受けるよう法令で定められていますが、検査用機器の中で騒音等を計測する機器が音量計ではなく騒音計を保有している場合には、5年毎に日本品質保証機構が行う検定を受ける必要があります。

つきましては、日本品質保証機構より下記のとおり令和7年度も騒音計の移動検定を行う旨連絡がありましたのでお知らせします。

また、この件に関しましては案内ハガキが送られてきますので、検定を受ける場合は遅くとも5日前までに事前申し込みをお願いします。

記

1. 日時、場所

令和8年2月5日（木） 受付時間 10：00～12：00 13：00～15：00

（一社）佐賀県計量協会 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝119

2. 申込先 〒839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣3-2-33

一般財団法人 日本品質保証機構（JQA） 九州試験所

電話 0942-48-7763（代表）

FAX 0942-48-7760